外国送金取引規約

- 1. フィリピン・ナショナル・バンク東京支店及び名古屋出張所(以下、PNB Japan)は、送金に係る日本国内での資金の振替の遅延、エラーや送金指図が不正確であったこと及び PNB Japan が関知し得ない事情により生じた結果について責任を負いません。また、通信手段、非通信手段を問わずその遅れ、エラーから生じる結果についても責任を負いません。
- 2. 送金は受取人口座の通貨によりアメリカドル或いはフィリピンペソ建にて行います。また、フィリピン・ナショナル・バンク(以下、PNB)の本店及び国内支店向けの店頭支払い或いは宅配取引に関してはフィリピンペソ建のみを取り扱います。送金原資は送金実行日のPNB Japan 公表 TTS(外貨電信売りレート)にてアメリカドル或いはフィリピンペソに交換いたします。
 - 注: 口座入金取引 (ラピッド送金) の計算書に記載されている外貨額は受取り (入金) 金額です。他行向 けフィリピンペソ建送金の場合は、印紙税 (200ペソに対し 0.3ペソ) を控除済です。PNB 以外に仕向けられた送金取引の場合はその支払い銀行での手数料が追加でかかる場合があります。
- 3. 送金取引の取り消し: 依頼を受けた送金に関し、下記の場合は PNB Japan の判断で実行しないこともあります。また、その結果、送金人に生じ得る損害等について PNB Japan は責任を負いません。
 - a) 送金目的が日本の外国為替規制に違反する場合、
 - b) 戦争、騒乱等により PNB Japan が送金を実行できない場合或いは PNB Japan の資産が日本またはフィリピンにおいて凍結された場合、
 - c) 麻薬、犯罪、テロ等に関連した資金洗浄の疑いがあると考えられる場合
- 4. 送金実行の通信手段の選択に関しましては、PNB Japan の判断より行います。
- 5 連絡情報
 - a) 送金人と連絡を取る必要がある際は、送金依頼書に記載された住所、電話番号とします。
 - b) 上記連絡情報が不正確な為に派生した損害等につきまして PNB Japan は責任を負いません。
- 6. 送金人固有の送金人番号 (Remittance ID Number) は本人以外の使用を禁じます。不正が発覚した場合、PNB Japan は以降 の送金人との取引を停止する権利を留保します。
- 7. 送金取引に際しまして、送金人は PNB Japan に対し諸法令及び規制に従い必要な情報を提供する必要があります。I) 送金の目的及び送金依頼書必要記載事項、II) 告知事項(ただし送金人預金口座からの振替えの場合を除く)、III) 本人確認の為の住民票の原本或いは写し等の公的書類の提出(ただし送金人預金口座からの振替えの場合を除く)、IV)許認可を要する取引の場合はその許認可等の提出
- 8. 外国送金の場合は被仕向け銀行に対し、氏名、住所、口座番号等の送金人本人特定事項の通知義務が PNB Japan には法令により課せられています。
- 9. 資金洗浄に関する法令の遵守の為に、資金の源泉その他の情報を PNB Japan は送金実行前に要求する場合があります。合理的な回答がなされない場合には、送金取引の停止し或いは受領済資金の返却を行う場合があります。
- 10. PNB Japan は下記の事項から生じる損害については責任を負いません。
 - a) 災害、戦争、事故、内乱、法令による規制、政府或いは公的機関(中央銀行など)による非常時制限、
 - b) 通常、相応の注意を払ったにも拘らず生じた PNB Japan のシステムの不具合、通信手段の不具合、
 - c) 当該支払い国においての手続きの遵守或いは支払い銀行よりの特別な指図により生じた結果、
 - d) 受取人、口座番号等の支払い指図の送金人からの間違った情報、
 - e) 受取人宛てのメッセージ、
 - f) 送金人、受取人或いは第三者間の争い、
 - g) その他 PNB Japan の明らかなミスでない場合
- 11. 訂正及びキャンセル
 - a) 送金人の依頼に基づき、PNB Japan が可能と判断した場合にのみ、実行済み当該送金の訂正、キャンセルを行います。 ただし、受取人が既に引き出し済みの場合は不可です。
 - b) 訂正及びキャンセルは送金人よりの書面による依頼が必要です。
 - c) 本人確認の為、有効な確認書類の提示を求めます。
 - d) 場合によっては保証人を求めることもあります。
 - e) 支払銀行の拒絶、法令による規制、政府或いは公的機関よりの制限等に派生する理由による損害については PNB Japan は責任を負いません。
 - f) 2,500 円の指図変更手数料をお支払い願います。また、手数料は将来変更される場合があります。
 - g) 訂正については外貨交換レートに変更はありません。キャンセルに際しては、支払い銀行の費用差し引き後の受け取り外貨を当日の PNB Japan の円転レートにて換算した円貨をお支払いします。
- 12. 送金の未着 : 送金の未着を知り得た場合は、ただちに PNB Japan にお知らせください。トレースを行い結果を早急に回答いたします。
- 13. 本規約に記載の無い事項については、日本及び当該支払国においての法令、規制、商習慣ならびに当該支払銀行の手続きによって処理いたします。
- 14. PNB Japan が契約している指定紛争解決機関は全国銀行協会です。

連絡先: 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-525203772

プライバシーポリシー・個人情報の取扱いについて

フィリピン・ナショナル・バンク東京支店及び名古屋出張所(以下、PNB Japan)は、お客様にご信頼いただき、安心して御利用いただける銀行となるため、お客様に関する個人情報については、関係法令等を遵守し、また、個人情報保護に向け誠意をもって適切に取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、お客様とのお取引を安全かつ迅速、確実に行い、また、より良い金融商品・サービスを提供させていただくために取得しています。具体的には、ご本人様の確認、お取引のための諸条件の確認、新しい商品・サービスの御案内等の目的のために利用されます。

2. 取得する情報の種類

最も一般的なものとしては、お客様の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、ビザ取得状況、身分証明書の有効期限等となります。その他に、取引を開始するに際しお尋ねする情報があります。

3.情報の提供

PNB Japan では、次の場合を除きお客様の情報を外部に提供することはありません。

- お客様が同意されている場合
- 法令等により必要と判断される場合

4. 情報の管理方法

お客様の情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報の紛失、破棄、改ざん及び漏洩等を防止するため、適切な情報セキュリティ対策を講じます。 また、PNB Japan の委託を受けて、お客様の個人データの取扱い等を行う会社に個人情報を提供する際には PNB Japan と同様の厳重な管理を行わせます。

5. お客様からの開示、訂正、中止のご請求

お客様から御自身に関する情報の開示のご依頼があった場合は、請求者がご本人様であることを確認させて 頂いた上で、特別の理由のない限りお答えしています。また、お客様に関する情報が不正確である場合には、 正確なものに変更させていただきます。下記窓口までお申し出ください。尚、開示には実費がかかる場合が ありますので、予めご了承ください。

ダイレクトメール、郵便物、電話、電子メール等による金融商品の御案内をお客様が御希望されない場合は 下記窓口までお申し出ください。以降、取扱いを中止させて頂きます。

6. 変更

上記御案内の内容は、法令の改正その他の理由に基づき変更する場合があります。その場合は店頭掲示による方法により公表いたします。

7. 個人情報保護に関するお客様相談窓口

個人情報に関する開示・訂正・中止のご請求、ご不明な点についてのご質問、苦情は下記窓口にて承っております。

受付時間 9:00-15:00 (土日祝日、年始年末の休業日を除く)

東京支店名古屋出張所個人情報保護管理者個人情報保護管理者03-5401-3300052-968-1800